

# 公共施設等適正管理推進事業債 (集約化・複合化施設整備事業) の活用事例

令和8年3月

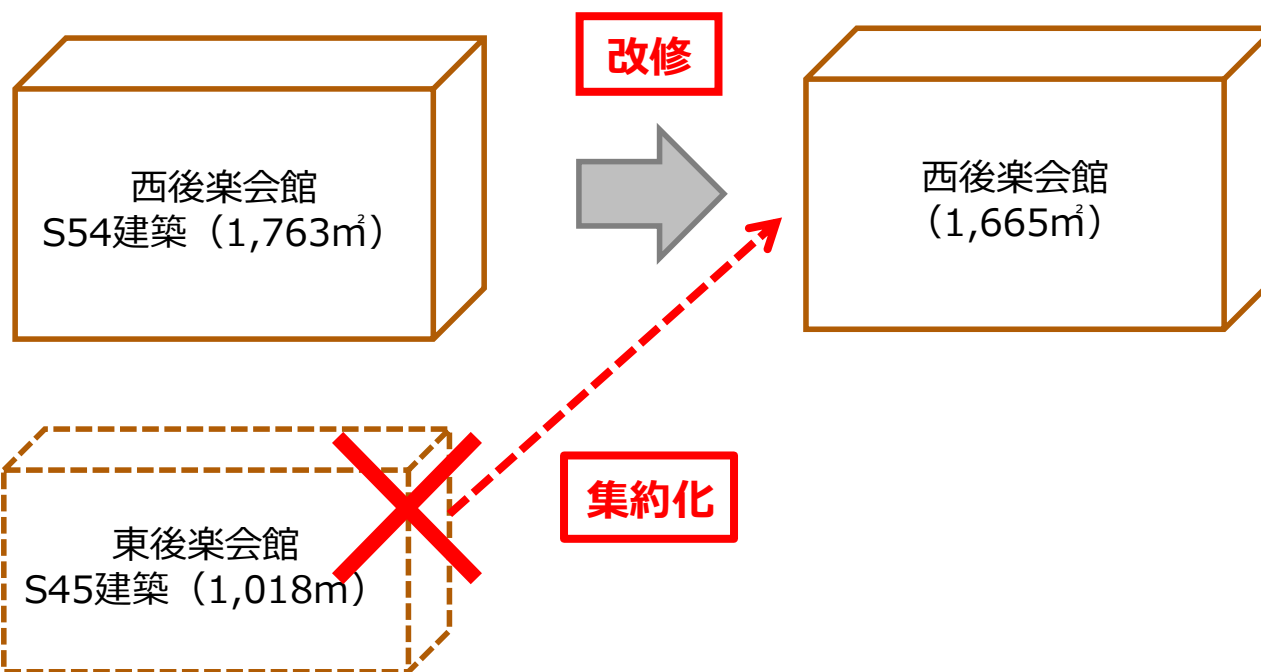
埼玉県 企画財政部 市町村課 財政担当

# 活用事例一覧

団体名	事業内容	番号
川越市	老人福祉センターの集約化(H30)	①
川口市	公民館と保育所の複合化(H27～H29)	②
川口市	婦人会館・青少年会館・産業文化会館・労働会館の複合化(H28～R元)	③
志木市	福祉センターの複合化(H28～H29)	④
小川町	町民会館・子育て支援施設と公民館の複合化(H29～H30)	⑤
上里町	保育園の集約化(H30)	⑥
日高市	公民館と出張所の複合化(R2～R3)	⑦
八潮市	新庁舎と保健センターの複合化(R2～R5)	⑧
羽生市	小学校の集約化(R5～R6)	⑨

# 主な活用事例①

## 老人福祉センターの集約化（川越市）

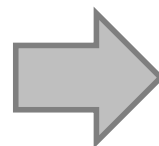
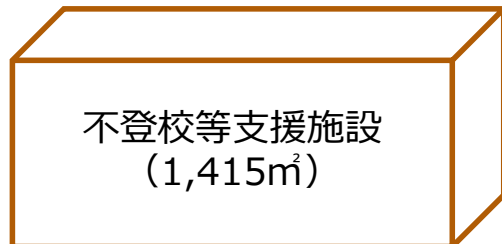
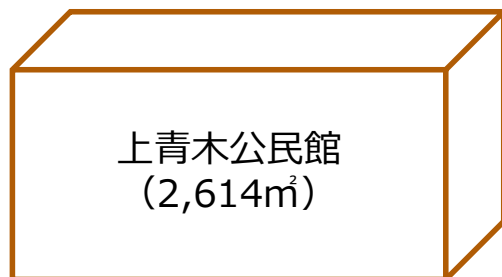


再編前（延床面積2,781<sup>m</sup><sub>2</sub>）

再編後（延床面積1,665<sup>m</sup><sub>2</sub>）

## 主な活用事例②

### 公民館と保育所の複合化（川口市）



複合化

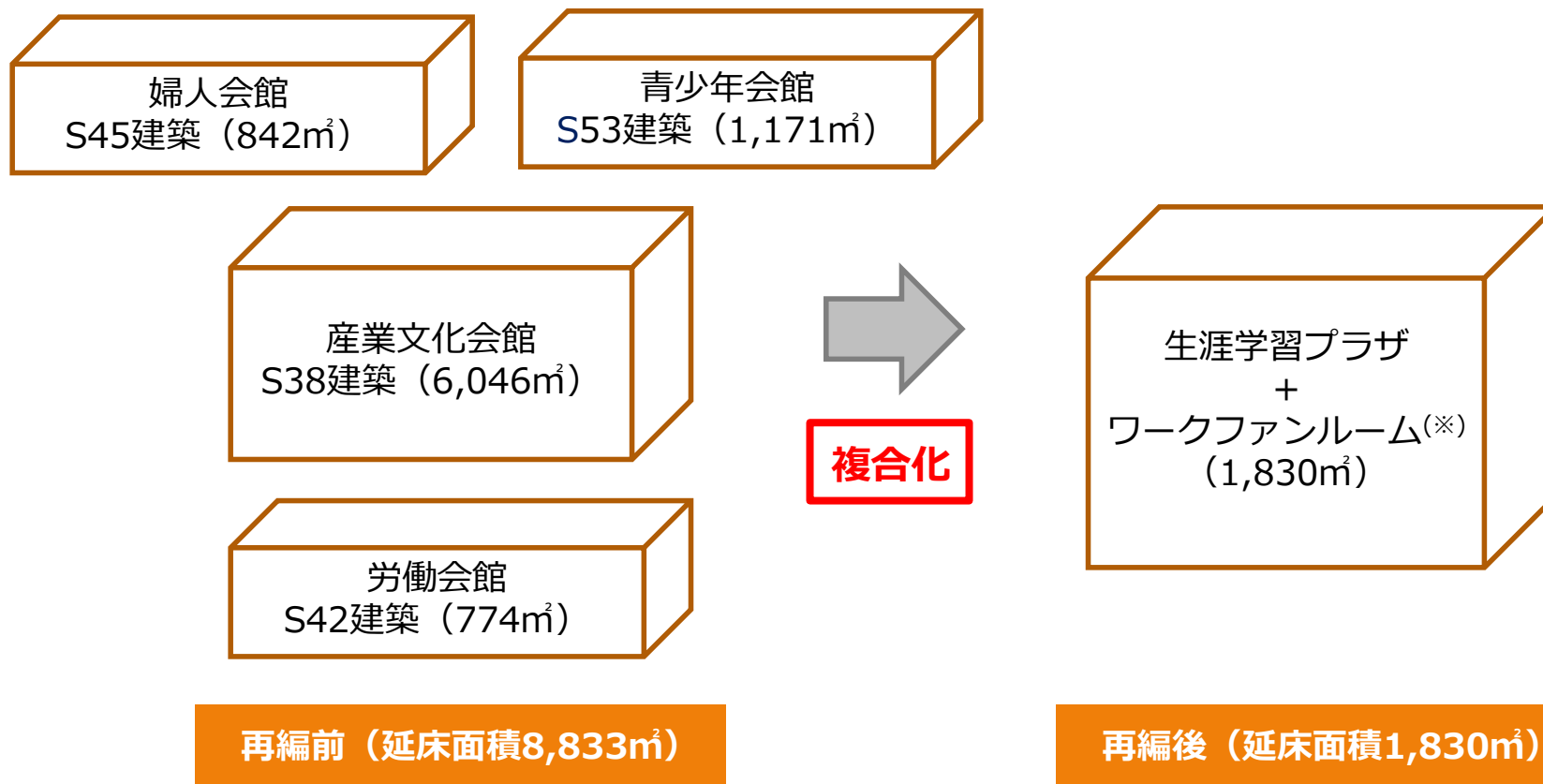


再編前（延床面積4,604m<sup>2</sup>）

再編後（延床面積3,746m<sup>2</sup>）

# 主な活用事例③

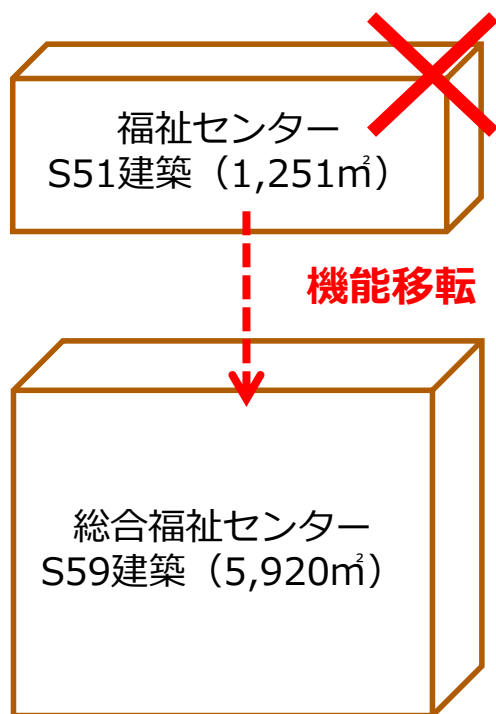
## 婦人会館・青少年会館・産業文化会館・労働会館の複合化（川口市）



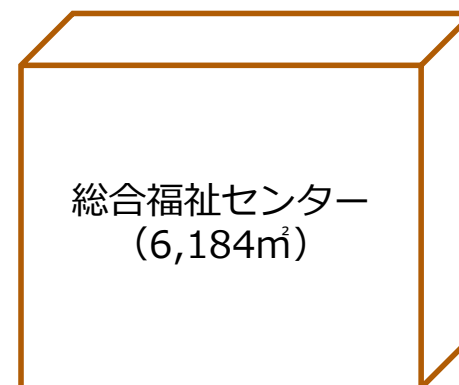
※市内中小企業・中小企業団体・労働団体等が会議や研修等、様々な事業活動において利用できる施設。

# 主な活用事例④

## 福祉センターの複合化（志木市）



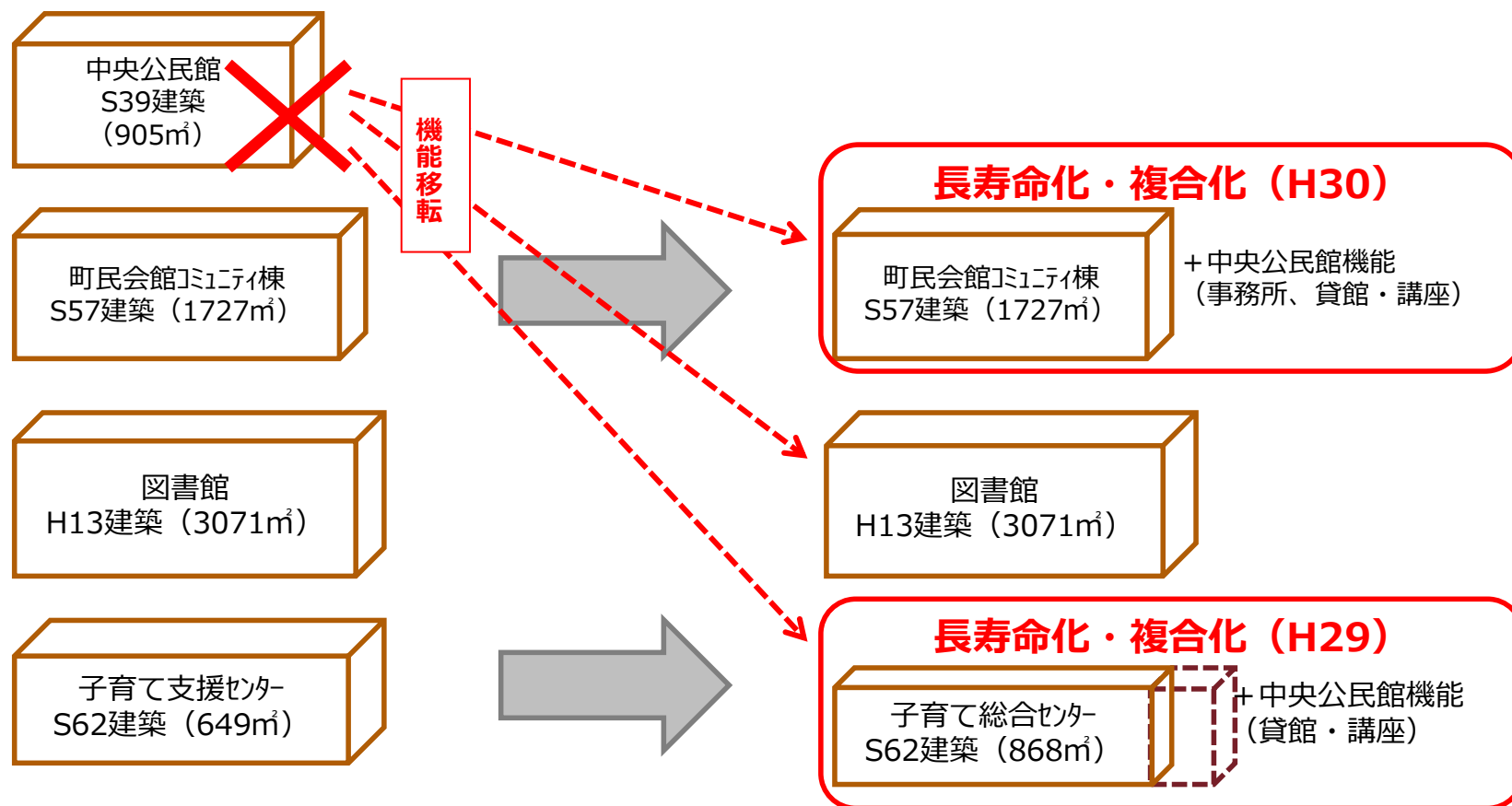
再編前（延床面積7,171㎡）



再編後（延床面積6,184㎡）

# 主な活用事例⑤

## 町民会館・子育て支援施設と公民館の複合化（小川町）

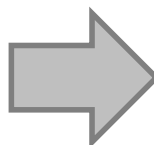


再編前 (延床面積6,352㎡)

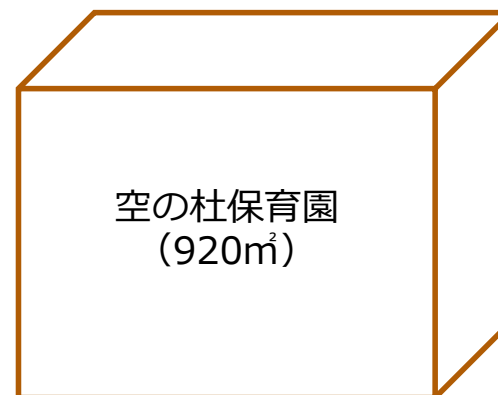
再編後 (延床面積5,666㎡)

# 主な活用事例⑥

## 保育園の集約化（上里町）



集約化

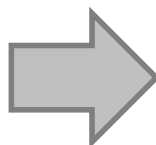


再編前（延床面積1,055㎡）

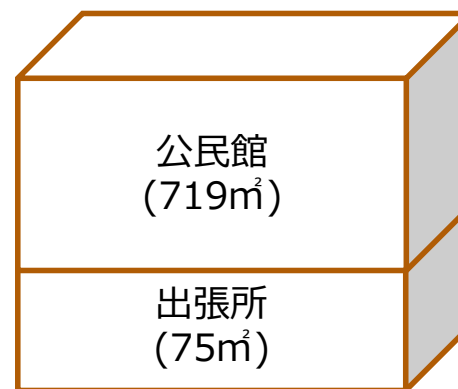
再編後（延床面積920㎡）

# 主な活用事例⑦

## 公民館と出張所の複合化（日高市）



複合化



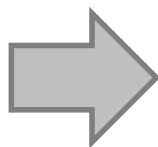
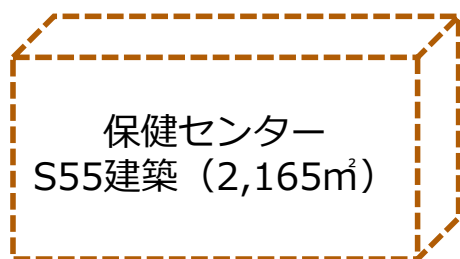
再編前（延床面積721㎡※）

再編後（延床面積719㎡※）

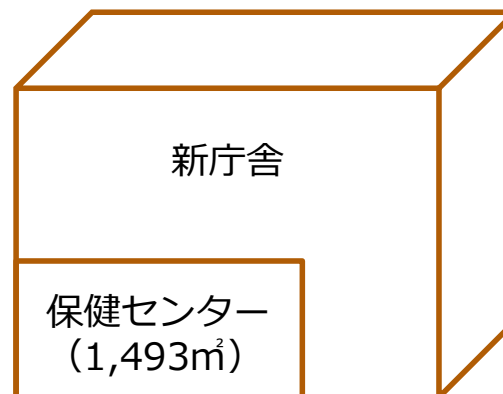
※公共施設部分のみ

# 主な活用事例⑧

## 新庁舎と保健センターの複合化（八潮市）



複合化



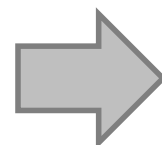
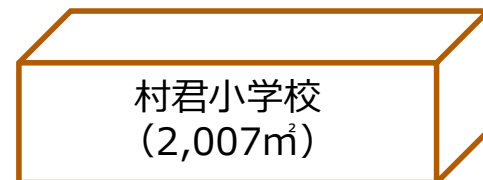
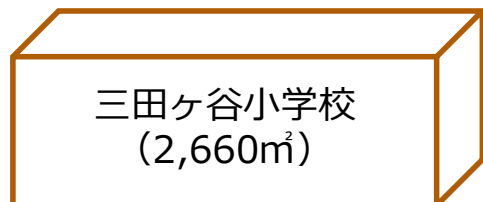
再編前 (延床面積2,165㎡)

再編後 (延床面積1,493㎡※)

※保健センター部分のみ

# 主な活用事例⑨

## 小学校の集約化（羽生市）



集約化



再編前（延床面積8,535㎡）

再編後（延床面積3,868㎡）

## 【参考】

令和8年2月16日に実施した「埼玉県アセットマネジメント実践検討部会」では、公共施設等適正管理推進事業債の事業メニューと事業メニューごとの活用事例や事業イメージを説明しました。当日の資料を掲載しますので、あわせて参考としてください。

# 地方債とは

## ① 地方債とは

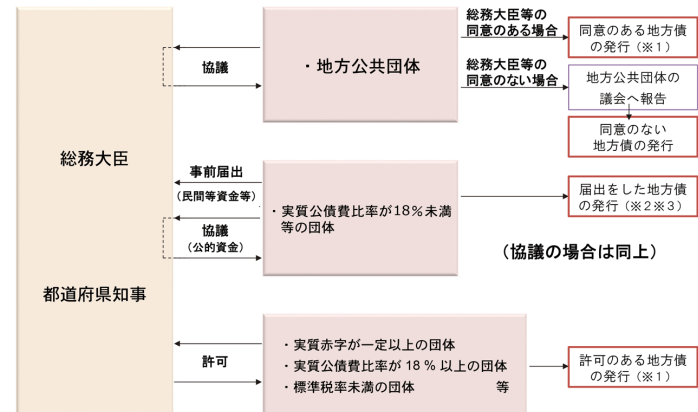
地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるもの

## ② 地方債の機能

- (ア) 財政収入と支出の年度間調整
- (イ) 住民負担の世代間公平のための調整
- (ウ) 一般財源の補完
- (エ) 国の経済対策との調整

## ③ 地方債の対象経費

- (ア) 地方財政法第5条によるもの  
(公共施設等建設、公営企業経費、災害復旧 等)
- (イ) 特別法等によるもの(公共施設等適正管理推進事業債(除却事業) 等)

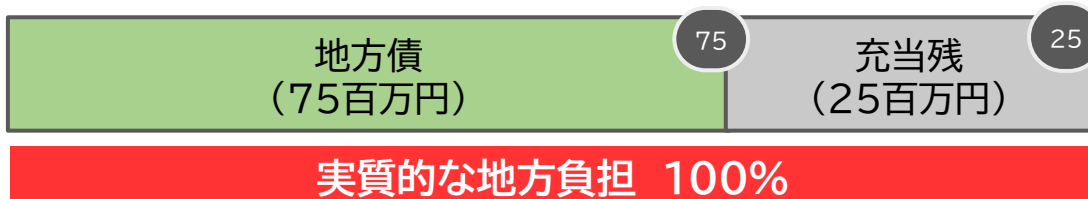


※1 総務大臣等の同意のある地方債に対し、①公的資金の充當、②元利償還金の地方財政計画への算入  
※2 届出をした地方債(民間等資金等)のうち協議を受けたならば同意をすと認められるものに対し、元利償還金の地方財政計画への算入  
※3 届出をした地方債(特別転貸債に係る財政融資資金等)のうち協議を受けたならば同意をすと認められるものに対し、特別転貸債に係る財政融資資金等の充當

## 地方債とは

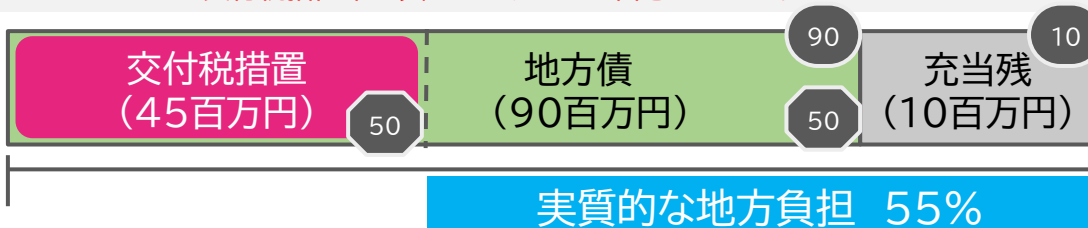
地方債の元金及び利子償還金(=公債費)の一定割合を普通交付税算定における基準財政需要額に算入することで、将来世代の返済負担を軽減する。

一般単独事業債 充当率75%、**交付税措置率なし**



公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)  
充当率90%、**交付税措置率50%(※)**

(※)事業メニューによって交付税措置率が異なりますのでご注意ください。



# 公共施設等適正管理推進事業債について

## 公共施設等適正管理推進事業について

【事業期間】令和4年度～令和8年度

【事業費】5,000億円(令和7年度)

【地方財政措置】公共施設等適正管理推進事業債

対象事業	充当率	交付税措置率	
<b>① 集約化・複合化事業</b> ・建築物(公民館等)における延床面積や非建築物(グラウンド等)における維持管理経費等の減少する以下の事業 ※複数団体が連携して実施する集約化・複合化の取組においては、対象施設を有しない団体も実施主体に含む。 (1) 集約化・複合化施設整備事業 (2) 集約化・複合化等に伴う除却事業 ・集約化・複合化に係る施設の整備を行い、複数の施設を統合する場合 ・施設の整備を行わず、機能統合または機能廃止をする場合	90%	50% (注1)	
<b>② 長寿命化事業</b> 【公共用建物】 ・施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業 【社会基盤施設】 ・所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(一定規模以下等の事業) 道路、河川管理施設(水門、堤防、ダム(本体、放流設備、観測設備、通報設備等))、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設		90%	財政力に応じて 30～50% (注2)
<b>③ 転用事業</b> ・他用途への転用事業			
<b>④ 立地適正化事業</b> ・コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業			
<b>⑤ ユニバーサルデザイン化事業</b> ・公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業			
<b>⑥ 除却事業</b> ・公共施設等の除却を行う事業		-	

(注1)①(2)については、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額を対象とする

(注2)義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業(地方単独事業)に係る当該値を下回らないよう設定



# 公共施設等適正管理推進事業債について

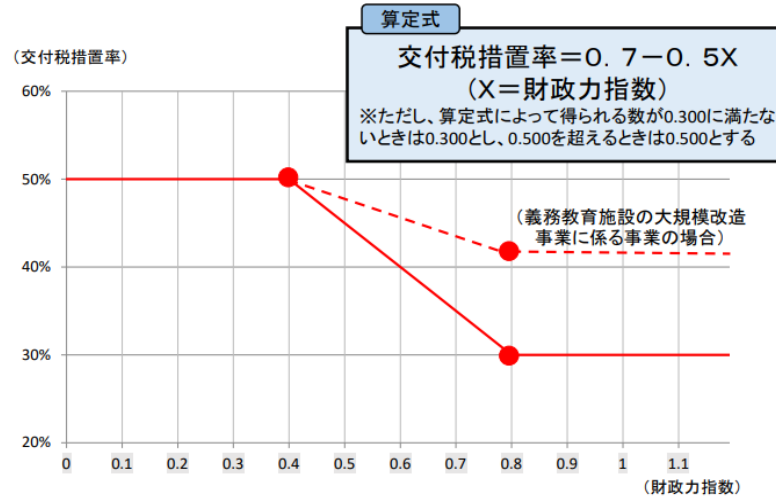
## 公共施設等適正管理推進事業債における交付税措置率

- 公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）のうち、長寿命化事業・転用事業・立地適正化事業・ユニバーサルデザイン化事業に係る元利償還金の普通交付税の措置率について財政力に応じて30～50%とする取扱い。

### 財政力指数と交付税措置率

財政力指数	交付税措置率
0.8以上	30%
0.4以上 0.8未満	財政力に応じて 30～50%（※）
0.4未満	50%

（都道府県、市区町村共通）



※ 長寿命化事業、ユニバーサルデザイン化事業のうち、義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定

# 公共施設等適正管理推進事業債の対象施設等について

公共施設等適正管理推進事業債の対象施設等について								
事業名	対象施設 ※1			参考	単独事業	国庫補助事業	地方債措置	
	公共施設 ※2		公用施設				充当率	交付税措置率
	社会基盤施設							
①集約化・複合化	○			・ 建築物(公民館等)における延床面積や非建築物(グラウンド等)における維持管理経費等の減少する以下の事業が対象 <small>※ 複数団体が連携して実施する集約化・複合化の取組においては、対象施設を有しない団体も実施主体に含む。</small> (1)集約化・複合化施設整備事業 (2)集約化・複合化等に伴う除却事業	○	○	90%	財政力に応じて30%~50%
②長寿命化	○	○		・ 公共用建物及び社会基盤施設(※)が対象 <small>※ 道路、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設</small>	○			
③転用	○ 他の公共施設への転用		○ 公共施設への転用	①との組合せ(集約化・複合化した残りの施設の転用)も可能	○			
④立地適正化	○			・ 国庫補助事業を補完する事業 ・ 国庫補助事業と一体的に実施する事業	※3			
⑤ユニバーサルデザイン化	○	○	○	庁舎などの公用施設における段差解消やトイレの洋式化も対象	○			
⑥除却	○	○	○		○			

※1 公営企業施設は対象外。  
 ※2 ①~⑤の事業について、公営住宅は対象外。**補足: ①集約化・複合化のうち集約化・複合化等に伴う除却事業については、令和8年度から対象**  
 ※3 立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内で実施することが補助率かさ上げ等の要件とされている国庫補助事業を補完する事業又は当該国庫補助事業と一体的に実施される事業であって、当該国庫補助事業の要件を一部満たさないがコンパクトシティの形成に資する事業や当該国庫補助事業に伴って実施する経費不足単独事業が対象となる。  
 ※4 ①~⑥全ては公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑥を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。



# 地方債

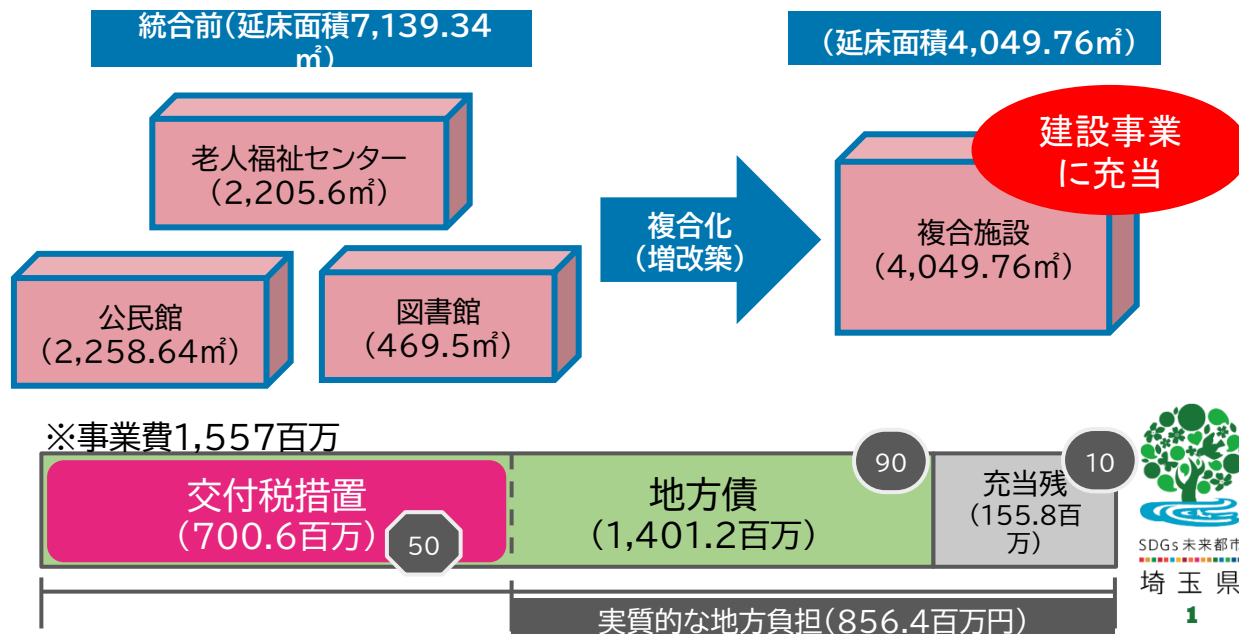
## 公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)

何に使える? > 公共施設を統合する際に活用

対象事業	交付税措置率
集約化・複合化後に全体として延床面積が減少する事業 ・「集約化事業」は、既存の同種の公共施設を統合する事業 ・「複合化事業」は、既存の異なる種類の公共施設を統合する事業	50%

### 活用事例

公民館、図書館  
老人福祉センターの複合化  
(深谷市)



## 地方債(活用事例)

## 公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)

### 集約化・複合化施設整備事業 ①

茨城県鹿嶋市(人口6.7万人)「屋内温水プール整備事業」

#### 事業の概要

築40年が経過し老朽化が著しく、修繕費や維持管理が負担となっている5つの小・中学校の屋外プールの機能を集約した上で、一般の方も通年利用可能な利便性の高い屋内温水プールとして整備する。

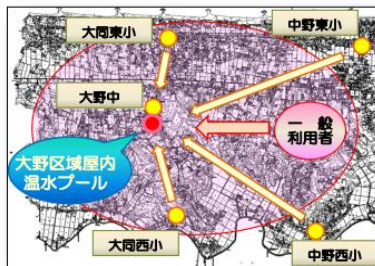
#### 事業のポイント

既存学校プール



老朽化

集約化



小・中学校の学校プールと市民プールとしての機能を併せ持つ、効率性・利便性の高い施設へ

#### 住民との連携

施設の集約化にあたり、市、学校関係者、地域住民等による検討組織を立ち上げたほか、地区公民館、プール統合対象学校の児童・生徒・担任等にアンケート調査を実施し、住民や利用者との連携や協働を図った。



#### 集約化

5つの学校プールを1つの屋内温水プールとして整備することで、清掃やメンテナンスなどの維持管理も容易になり、負担軽減。※プール延床面積 4,228.8㎡ → 771.56㎡ に集約。

#### 事業の効果

- 学校のみ利用であったプールを通年利用の屋内温水プールとすることで利便性が向上する。
- 施設の老朽化により不安があった維持管理がなくなり、学校及び市の負担が軽減される。
- 幼児から高齢者がプールを通して交流できる施設となり、地域のにぎわいを創出する。

New!

# 地方債

## 公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化等に伴う除却事業)

何に使える? > 公共施設等の統合、機能統合、機能廃止による除却事業

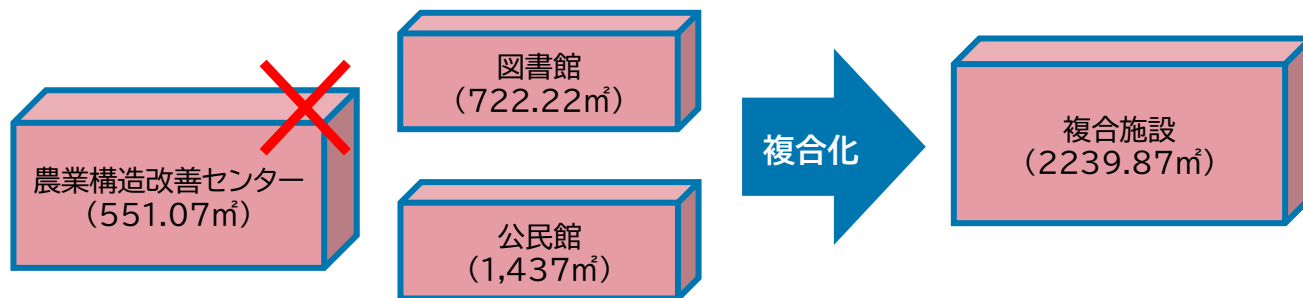
対象事業	交付税措置率
<p><b>集約化複合化</b>や<b>機能統合等</b>に伴い実施する施設の<b>除却事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の整備及び複数施設の<b>統合</b>をする場合</li> <li>複数施設の<b>機能統合</b>をする場合、施設の<b>機能廃止</b>をする場合</li> </ul>	50% (※1)

### 活用事例

統合前(延床面積2710.29㎡)

統合後(延床面積2239.87㎡)

公民館、図書館、  
農業構造改善センター  
の**複合化に伴い**、  
農業構造改善センター  
を**除却するもの**  
(吉見町)



### 留意事項

令和8年度から**制度拡充**  
→**公営住宅**の解体も対象となる

※事業費55.0百万



(※1) 別途取り扱いが示されていますので、後ほどご説明いたします。

New!

## 地方債

### 公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化等に伴う除却事業)

#### 財政措置は? 地方交付税措置の算定について

##### 財政措置

充当率90%、元利償還金に対する**交付税措置率50%**(※)

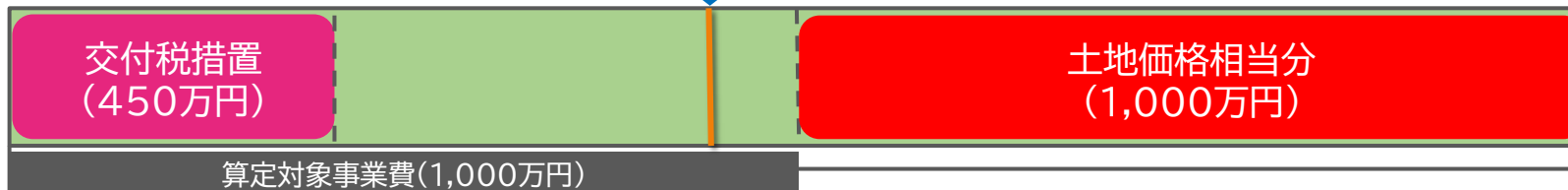
##### 地方交付税措置の算定

(※) 地方交付税措置の算定においては、**除却に係る対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額を算定対象事業費とし当該算定対象事業費の90%に相当する額に対する元利償還金を50%に相当する額**について、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入するものであること。

ただし、本事業債の集約化・複合化等に伴う除却事業に係る同意等額が、同事業に係る算定対象事業費より小さい場合は、地方交付税措置の算定においては、当該同意等額に対する元利償還金の50%に相当する額について、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入するものであること。

算定対象事業費の90%に相当する額

※起債対象事業費: 2,000万円



参考: 令和7年度埼玉県アセットマネジメント実践検討部会資料

充当率 90%

# 地方債

## 公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)

何に使える? > 建築物やインフラ施設を長寿命化する際に活用

対象事業	交付税措置率
公共用の建築物やインフラ施設を法定耐用年数を超えて使用するための改修事業	30~50% ※財政力指数に応じて

### 活用事例

法定耐用年数 **50**年

使用目標年数 **65**年

図書館の改修

### 留意事項

<事業期間>

・令和8年度まで

<要件等>

・個別施設計画に位置付けられていること



外壁等の改修  
長寿命化



※事業費6.6百万

交付税措置  
(2.95百万)  
※50%の場合

30~50

地方債  
(5.9百万)

70~50

充当残  
(0.7百万)

10

実質的な地方負担(3.65百万円)



SDGs 未来都市

埼玉県

2

2

出典:「自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引き(全体版)」  
令和7年12月総務省自治財政局 調整課・地方債課・財務調査課 消防庁 消防・救急課

参考：令和7年度埼玉県アセットマネジメント実践検討部会資料

充当率 90%

# 地方債

## 公共施設等適正管理推進事業債(転用事業)

何に使える？ 施設の転用事業

対象事業	交付税措置率
個別施設計画に位置付けられた施設の <b>転用事業</b>	30~50% ※財政力指数に応じて

### 活用事例

小学校を  
地区交流センターへ転用

### 留意事項

- ・転用**前**の施設が**公用施設、公営住宅、公営企業施設**であった場合も**対象となる**
- ・ただし、転用**後**の施設がこれらである場合は**対象外**

### 事業イメージ



※事業費10.0百万(例)



出典：「自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引き(全体版)」  
令和7年12月総務省自治財政局 調整課・地方債課・財務調査課 消防庁 消防・救急課

# 地方債

## 公共施設等適正管理推進事業債(立地適正化事業)

何に使える？

施設の転用事業

対象事業	交付税措置率
<p>立地適正化計画に基づく事業であって、  <b>国庫補助事業(※)を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業</b>                      (※)立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内又は移住誘導区域内で実施することが補助率嵩上げ等の要件とされている以下の国庫補助事業</p>	<p>30~50%                      ※財政力指数に応じて</p>

### 事業例

#### 【補完】

国庫補助事業に伴って実施する

#### 継ぎ足し単独事業

(国庫補助事業の対象とされているが  
 国費の不足により単独で実施するもの)

#### 【一体】

国庫補助事業の**一部要件**

#### (事業規模等)を満たさない事業

(都市構造再編集中支援事業の要件を一部満たさない事業、  
 都市・地域交通戦略推進事業の要件を一部満たさない事業)

### 事業イメージ

・公共施設をまちなかで適切に配置する



※事業費10.0百万(例)



出典：「自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引き(全体版)」  
 令和7年12月総務省自治財政局 調整課・地方債課・財務調査課 消防庁 消防・救急課

# 地方債

## 公共施設等適正管理推進事業債(ユニバーサルデザイン化事業)

何に使える？ ▶ バリアフリー改修事業、ユニバーサルデザイン化のための改修事業

対象事業	交付税措置率
<p>①又は②に該当する事業</p> <p>① バリアフリー法に基づく公共施設等の<b>バリアフリー改修事業</b></p> <p>i) 移動等円滑化基本構想に基づく事業</p> <p>ii) 移動等円滑化基準に適合させるための改修事業</p> <p>② ①以外の公共施設等の<b>ユニバーサルデザイン化のための改修事業</b></p>	<p>30~50%</p> <p>※財政力指数に応じて</p>

### 留意事項

・ユニバーサルデザイン化の推進方針等を記載した**公共施設等総合管理計画**に基づく事業であること

・① ii) 及び②については、**個別施設計画**又は**ユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画**に位置付けられている事業であること

### 事業イメージ



デジタルサイネージの整備  
事業費：数十万～数百万円(1台)



多目的トイレの整備  
事業費：400万円程度



出入口の段差解消  
事業費：30万円程度



SDGs 未来都市

埼玉県

2

5

出典：「自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引き(全体版)」  
令和7年12月総務省自治財政局 調整課・地方債課・財務調査課 消防庁 消防・救急課

参考: 令和7年度埼玉県アセットマネジメント実践検討部会資料

充当率 90%

# 地方債

## 公共施設等適正管理推進事業債(除却事業)

何に使える？

建築物等の除却事業

対象事業	交付税措置率
公共施設、公用施設その他の建築物、その他の工作物の除却	なし

### 活用事例

公民館の除却  
(総務省資料の事業例)

### 留意事項

・**地方財政法第33条5の8**に規定する公共施設等の除却事業が対象

・**総合管理計画**に位置付けられていること

・解体撤去に要する経費の他、原状回復に要する経費も対象に含まれる。

公民館



※事業イメージ

除却

更地



※事業費5百万

地方債  
(4.5百万)

90

充当残  
(0.5百万)

10

実質的な地方負担(5百万円: 交付税措置なし)

出典:「自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引き(全体版)」  
令和7年12月総務省自治財政局 調整課・地方債課・財務調査課 消防庁 消防・救急課

# 集約化・複合化等に伴う除却事業について(R7拡充)

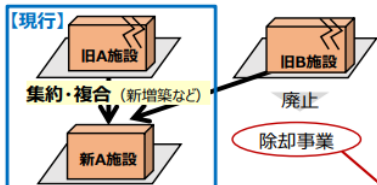
## ①-2 集約化・複合化事業(集約化・複合化等に伴う除却事業)

### 概要

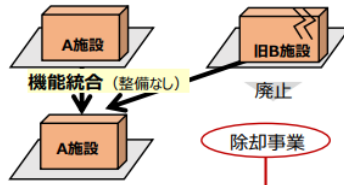
地方公共団体が公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づいて実施する、公共施設の集約化・複合化等に伴う施設の除却事業について、公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業: 充当率90%、交付税措置率50%、令和8年度まで)の対象に追加

### 対象事業

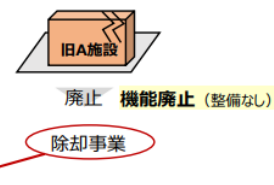
(1) 施設の整備及び複数施設の統合をする場合



(2) 複数施設の機能統合をする場合



(3) 施設の機能廃止をする場合



※ 国庫補助や他の事業債を活用して施設整備し、統合する場合も対象

**[R7拡充]集約化・複合化事業の対象に追加**

### 要件

以下の要件をすべて満たす事業

- ① 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づいて実施するものであること
- ② (1)の場合: 集約化・複合化を行った施設の供用開始から5年以内に実施するものであること  
(2)及び(3)の場合: 除却予定の施設の供用廃止から5年以内に実施するものであること
- ③ 集約化・複合化を行う前と比較して、施設の延床面積(非建築物の場合は維持管理費等)が減少すること ※(1)に限る

### 留意事項

- 経過措置として、令和6年度以前に集約化・複合化等した施設については、5年超経過したものも対象とする。
- 公用施設や公営住宅、公営企業施設等の除却事業については対象外。
- 国庫補助や他の事業債を活用した集約化・複合化事業に伴って実施する除却事業も対象とする。
- 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化・複合化等に伴う除却事業も対象とする。
- 地方交付税措置は、対象事業費から除却施設にかかる土地価格相当分を控除した額を対象とする。

# 集約化・複合化等に伴う除却事業について(R7拡充)

## 対象となる事業例

**事例1 施設を新築して集約化・複合化することに伴い、旧施設を除却する場合**

図書館 (延床面積：200)      博物館 (延床面積：200)      市民会館 (延床面積：200)

↓ 複合化 (図書館機能・博物館機能・市民会館機能を一つの施設に統合)

複合施設 (延床面積：500)

廃止      廃止

除却事業      除却事業

(複合施設の供用開始から5年以内)

※現地建替分については、拡充分の対象ではなく、引き続き各事業債等を活用

(複合化前) 延床面積 200+200+200=600  
→ (複合化後) 延床面積 500

- ※ 集約化・複合化を行った施設の延床面積が減少していることが必要
- ※ 集約化・複合化した施設の供用開始から5年以内に実施するものが対象
- ※ 複数の施設を除却する場合、現地建替分を除きすべて対象

(拡充分の対象)

**事例2 施設を改修して集約化・複合化することに伴い、旧施設を除却する場合**

A小学校 (延床面積：300)      B小学校 (延床面積：100)

↓ 集約化 (A小学校を改修し、B小学校の児童は改修後のC小学校に通学)

C小学校 (延床面積：300)

廃止

除却事業

(C小学校の供用開始から5年以内)

(拡充分の対象)

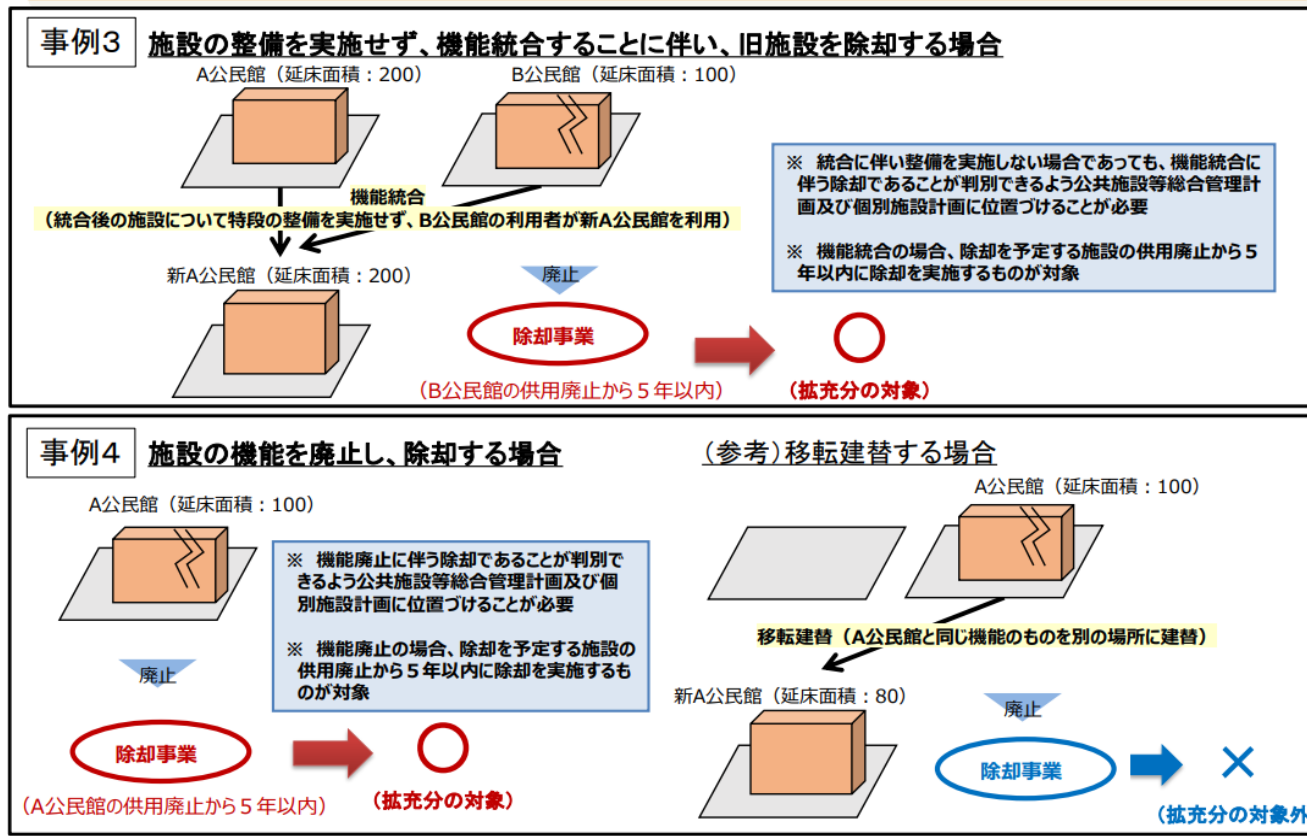
(複合化前) 延床面積 300+100=400  
→ (複合化後) 延床面積 300

- ※ 集約化・複合化を行った施設の延床面積が減少していることが必要
- ※ 集約化・複合化した施設の供用開始から5年以内に実施するものが対象

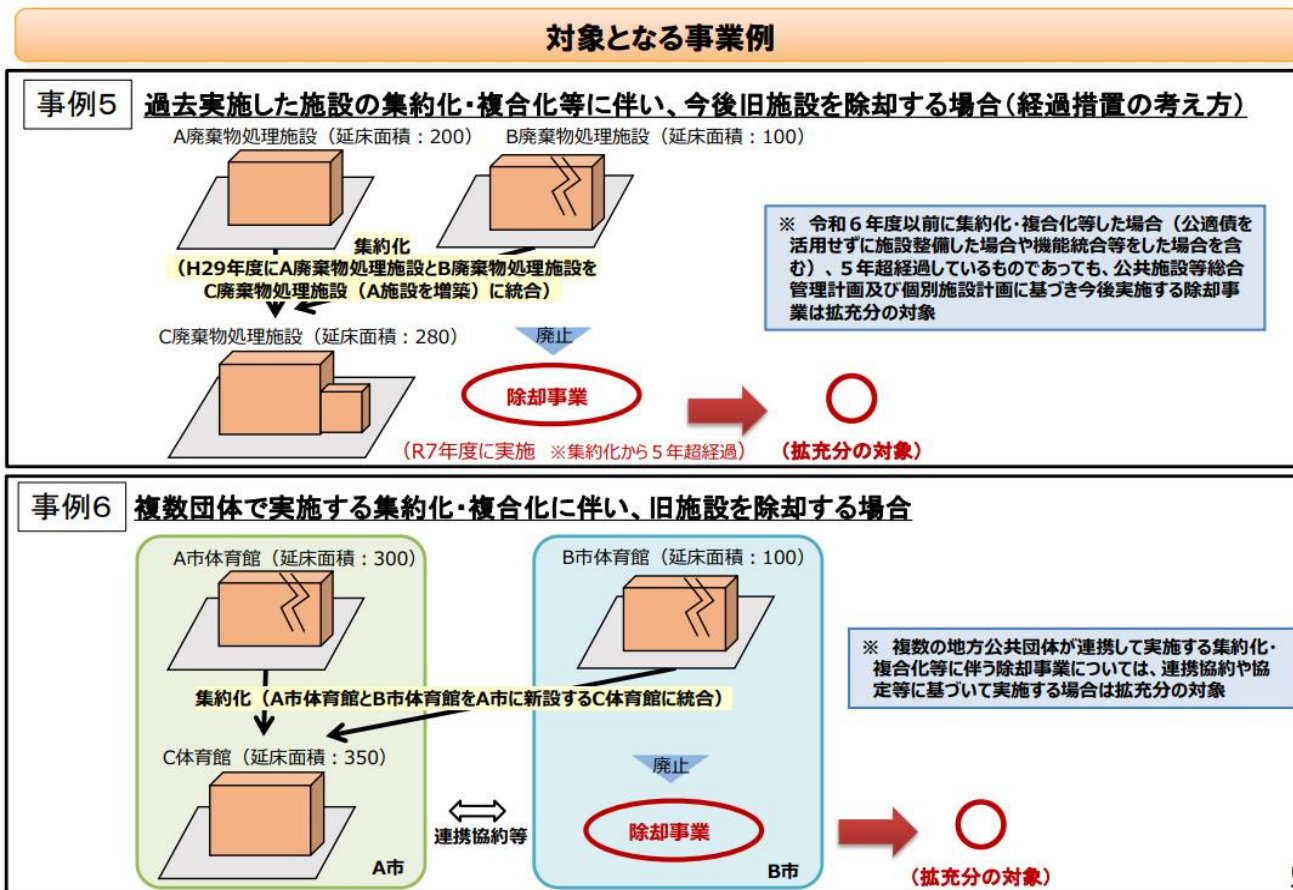
出典：総務省「公共施設等適正管理推進事業債」

# 集約化・複合化等に伴う除却事業について(R7拡充)

## 対象となる事業例



# 集約化・複合化等に伴う除却事業について(R7拡充)



# 集約化・複合化等に伴う除却事業について(R8拡充)

## 公営住宅等に係る除却事業の推進

○ 「公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)」について、老朽化が進んでいる公営住宅等における適正管理を推進するため、集約化・複合化等に伴う除却事業の対象に公営住宅等(※)を追加

※地域優良賃貸住宅、改良住宅、都市再生住宅、更新住宅、小規模改良住宅などを含む

### 1. 対象の拡充

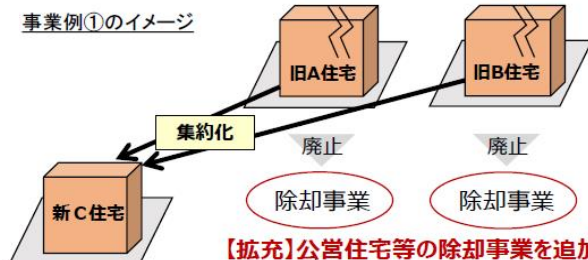
公共施設の集約化・複合化等に伴う除却事業の対象に**公営住宅等**を追加(※)

※ 公営住宅等を整備する事業は、引き続き公営住宅建設事業債の対象

事業例

- ① 公営住宅等の集約化整備事業に伴う旧公営住宅等の除却事業
- ② 公営住宅等と他の公共施設との複合化整備事業に伴う旧公営住宅等の除却事業
- ③ 公営住宅等の機能統合に伴う旧公営住宅等の除却事業
- ④ 公営住宅等の機能廃止に伴う旧公営住宅等の除却事業

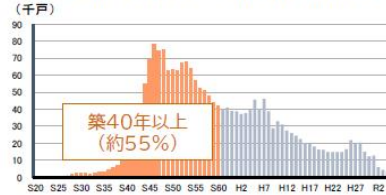
事業例①のイメージ



行政財産の建物(延面積)



公営住宅ストックの建設年度別戸数



平屋建て公営住宅

### 2. 地方財政措置

地方債充当率: 90%

元利償還金に対する交付税措置率: 50%

※ 地方交付税措置は、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額を対象とする

# 集約化・複合化等に伴う除却事業について(R8拡充)

## 公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化等に伴う除却事業）

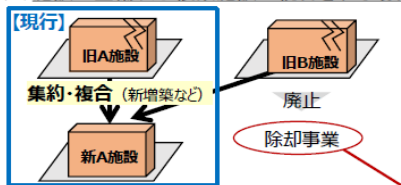
### 概要

- 地方公共団体が公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づいて実施する、公共施設の集約化・複合化等に伴う施設の除却事業については、令和7年度から公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業：充当率90%、交付税措置率50%、令和8年度まで）の対象に追加。

令和8年度から集約化・複合化等に伴う施設の除却事業の対象に公営住宅等を追加。

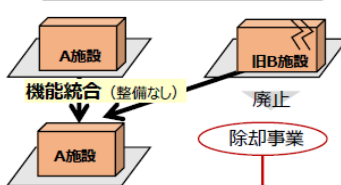
### 対象事業

(1) 施設の整備及び複数施設の統合をする場合

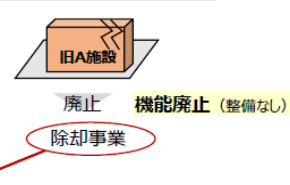


※ 国庫補助や他の事業債を活用して施設整備し、統合する場合も対象

(2) 複数施設の機能統合をする場合



(3) 施設の機能廃止をする場合



**【R7拡充】集約化・複合化事業の対象に追加**  
**【R8拡充】対象施設に公営住宅等の除却事業を追加**

※ 公営住宅等を整備する事業は、引き続き公共施設等適正管理推進事業債の対象外

### 要件

以下の要件をすべて満たす事業

- ① 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づいて実施するものであること
- ② (1)の場合：集約化・複合化を行った施設の供用開始から5年以内実施するものであること  
(2)及び(3)の場合：除却予定の施設の供用廃止から5年以内実施するものであること
- ③ 集約化・複合化を行う前と比較して、施設の延床面積（非建築物の場合は維持管理費等）が減少すること ※(1)に限る

### 留意事項

- 経過措置として、R6年度以前（公営住宅等はR7年度以前）に集約化・複合化等した施設については、5年超経過したものも対象とする。
- 公用施設や公営企業施設等の除却事業については対象外。
- 国庫補助や他の事業債を活用した集約化・複合化事業に伴って実施する除却事業も対象とする。
- 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化・複合化等に伴う除却事業も対象とする。
- 地方交付税措置は、対象事業費から除却施設にかかる土地価格相当分を控除した額を対象とする。



参考: 令和7年度埼玉県アセットマネジメント実践検討部会資料

## 集約化・複合化等に伴う除却事業について(まとめ)

対象経費

主な要件等

- ・集約・複合化や機能統合、機能廃止に伴う除却事業が対象
- ・公共施設等総合管理計画に集約化・複合化等の方針が記載されているものが対象
- ・個別施設計画に集約化・複合化等に伴う除却の実施内容等(※)が記載されているものが対象  
(※集約化・複合化等に係る対象施設、実施時期並びに内容及び除却に係る対象施設等)
- ・国庫補助や他の地方債を活用した集約化・複合化事業に伴って実施する除却事業も対象(※)  
(※「集約化・複合化等に伴う除却事業」の要件を満たすものに限る)
- ・令和6年度以前に集約化・複合化等を実施した場合、5年超経過しているものも対象
- ・令和8年度から公営住宅の解体も対象となる(※)  
(※令和8年1月23日開催全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議にて公表されたもの)



参考: 令和7年度埼玉県アセットマネジメント実践検討部会資料

## 集約化・複合化等に伴う除却事業について(まとめ)

対象外経費

主な要件等

- ・庁舎等の公用施設や公営住宅(※)、公営企業施設等は対象外(※令和8年度から公営住宅も対象)
- ・施設の除却に係る経費が、**地方財政法第5条5号の建設事業費**に該当する場合は**対象外**(※公共施設等適正管理推進事業債の他の事業メニューや他の各事業債の対象となり得る)
- ・**移転建替え**(同じ機能のものを別の場所に建替え)に伴う除却は**対象外**
- ・統合後の施設について、集約化・複合化等の前よりも**延床面積**(建築物)又は**維持管理経費**等(非建築物)が**増加**する場合における統合前の施設の除却は**対象外**
- ・施設の**一部**を**減築**(延床面積の減少を伴う改築を行うもの)するものは**対象外**
- ・**普通財産**の除却は、**原則対象外(※)**  
(※集約化・複合化等に伴って、公共施設を供用廃止し普通財産に変更したものについては、原則対象)